

淀川水系流域委員会殿

平成 16 年 6 月 10 日
「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

私達はこの3年間の「流域委員会」から得た数多くの知見や、最近の周辺の様々な動きから判断して、「今、これが重要」と考えます4つの項目を「要望書」に纏め、昨日、近畿地方整備局に提出しました。以下にその全文を添付しますので、今後の委員会審議の参考にしてください。

。。。。

近畿地方整備局殿

「要望書」

平成 16 年 6 月 9 日
「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

(要望1) 1500m³/s への増量を最優先課題に

瀬田川洗堰下流部の流下能力を、現況の900m³/sから1500m³/sに600m³/s増量することにより、同洗堰による琵琶湖の水位操作を弾力的に実施することが可能となりますが、このことが琵琶湖環境改善や渇水対策、琵琶湖沿岸部の浸水対策などに極めて有効であり、その効果たるや丹生ダムや大戸川ダムによる調節の比でないことは改めて申し上げるまでも無いことと思います。そしてこのことは流域委員会「意見書」にも次のように明記されている所です。

“基礎原案で、瀬田川洗堰の水位操作の見直しを方策の一つとして位置づけている点は提言の趣旨に沿っており、ぜひ推進し早期に実現するべきである。”(p.2-8)

貴整備局がこの際、従来のダム依存路線と決別し、河川行政の本筋とも言うべきこの課題に真正面から取り組まれることを切に要望します。

(要望2) 「木津川放水路」の検討を

しかし現実には上記の1500m³/s流下能力を実現する上で、大きな課題が2つあると思われる。

- 1) 発電所導水路などの既存施設の活用策だけで果たして600m³/sの増量が可能となるか？
- 2) 仮に可能としても、天ヶ瀬ダム直下の「宇治景観問題」をクリア出来るのか？

この2つの課題を一挙に解決する方策として「木津川への放流案」があります。私達は今年2月の「天ヶ瀬ダム再開発・住民対話討論会」において木津川放流の一つの試案を提示し、琵琶湖河川事務所から前向きな評価を頂いておりますが（→[資料1]参照）、この際、これ以外の方法も含めて本格的な検討を行って頂くことを要望します。

（要望3） 淀川維持流量カットの開始をもっと早く

平成6年渇水の際の淀川維持流量（大川60m³/s、神崎川10m³/s）のカットは、琵琶湖水位がBSL-90cmを切った8月22日になって初めて実施されていますが（→[資料2][資料3]参照）、これでは遅過ぎます。梅雨も終わりに近づく7月10日頃にはその年の渇水の可能性についてほぼ見当が付く訳ですから、この時点で維持流量カットの方針を定め、例えば琵琶湖水位が-45cmになれば10m³/sカット、-60センチで15m³/sカット、-75cmで20m³/sカットという具合に早い時期から段階的に調整を行うことにより、琵琶湖水位の低下を抑制することが可能となります。しかも平成6年の場合は調整の開始が遅れたために最大35m³/s（大川30m³/s、神崎川5m³/s）のカットを行ったにも拘らず、その影響は意外に軽微で、桜ノ宮（大阪市都島区）で取水する大阪臨海工業用水道企業団で塩分濃度の上昇が見られた程度に止まっています（→[資料4]参照）。しかもこの企業団は既に今年3月に解散し、近い将来、大川からの取水がゼロとなることは周知の通りです。

また、先日、滋賀県が「琵琶湖・淀川流域の将来ビジョンの提案」と題する昭和14年渇水のシミュレーションを発表しましたが、100年に一度の大渇水であるにも拘らず、このシミュレーションにおいてはなんと、淀川維持流量のカットは全く行わないことを前提条件としており、誠に非現実的な結果となっております（→[資料5]参照）。

この際、貴整備局がリーダーシップを取り、維持流量カットの早期開始を盛り込んだ「淀川維持流量調整基準」を策定されることを要望します。

（要望4） ダム規模の縮小を

木曾川水系の徳山ダムでは、当初計画における利水目的が大幅に下方修正されたにも拘らず、それを「治水」などの他の目的に強引に振り替えることでダム規模の縮小を回避することが、現在、露骨に行われつつあります。

淀川水系においては幸いにも流域委員会意見書が既に提出されており、この中で

“事業中のダムはいずれも中止することも選択肢の一つとし、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要”

と謳われていますから、貴整備局がよもや木曾川水系の轍を踏むことは無いとは思いますが、大阪府や阪神水道などの利水撤退によるダム貯水池容量の余剰は、ダム規模の縮小で

対応するのが本来であり、「環境改善」「湯水対策」などの俄か仕立ての新たな目的に無理矢理振り替えることがもしあるとすれば、それは税金の無駄使いであるばかりか、流域委員会意見書を無視した暴挙と言わざるを得ません。

貯水池容量の余剰については、木曾川水系とは一線を画し、ダム規模の縮小で対応されることを要望します。

(以上)

■木津川放水路案について

[概要]

琵琶湖から宇治川塔の島を迂回して放水路を木津川に接続する案については天ヶ瀬ダムワーク(1)の意見でも数案ありましたが、具体的にルートを示された案について報告します。(別紙 位置図参照)

[実現性]

全長は7.7km トンネル4.7km 開水路3.0kmで、施工不可能な規模ではありません。

しかし、さまざまな影響を考慮し、その対策を検討する必要があります。

[現時点で考えられる影響]

○木津川の生態系への影響

琵琶湖の水を流すことによる木津川の現生態系への影響が考えられる。

○放水路沿川の環境への影響

○木津川河道・堤防への影響

木津川も流下能力が十分にあるとは言えません。また、堤防強化が必要な区間がかなりの延長になると予測されます。(堤防強化の必要箇所については現在詳細調査中です。)

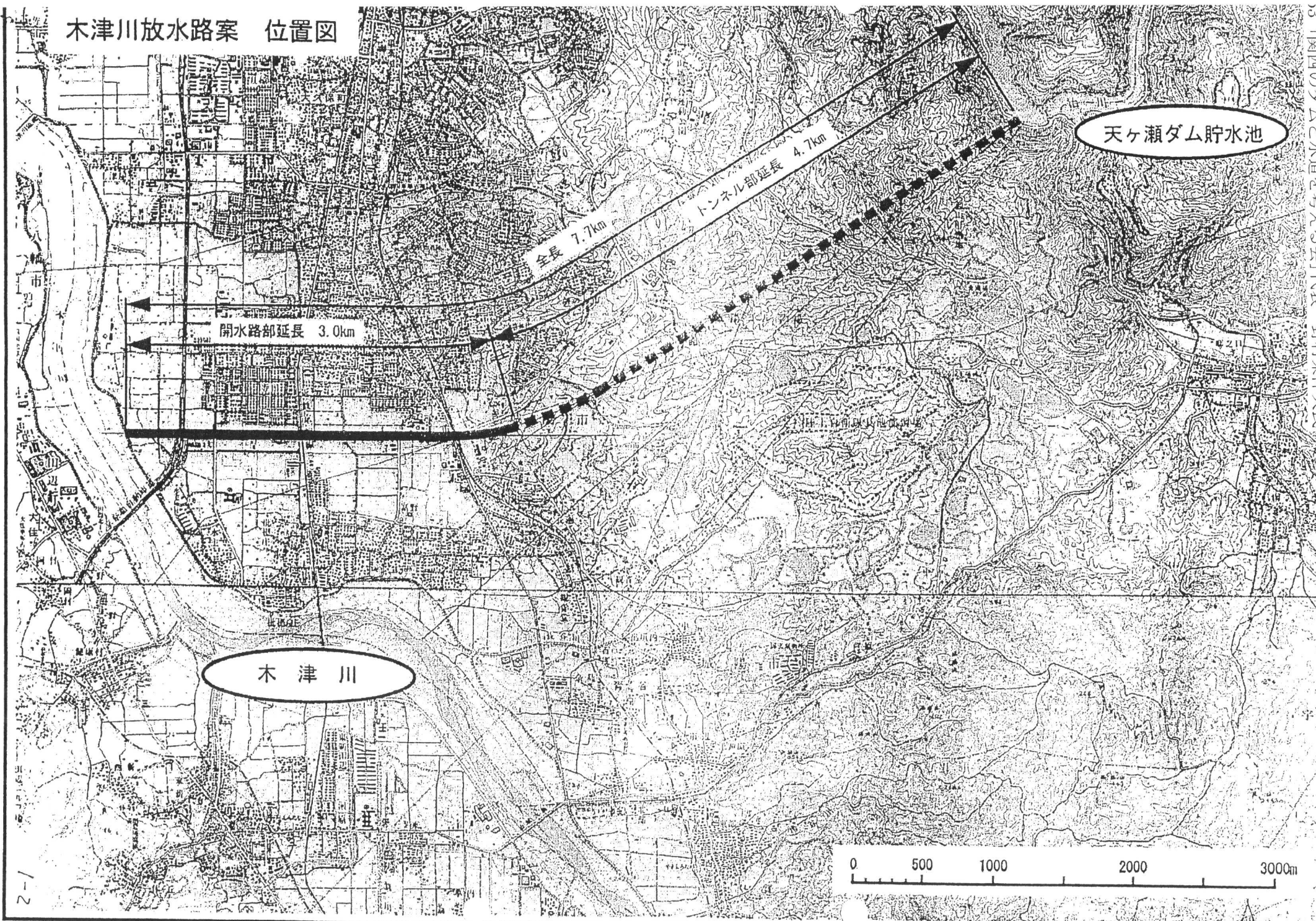
○木津川沿川の住民の方々の感情

他の流域の洪水を受けることへの抵抗感があるものと思料されます。

[事業費の目安]

工事にかかる費用はおよそ600億円(用地費、補償費など含まず)

木津川放水路案 位置図



「木津川放水路」(試案)

H16、2、8

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

1) 目的

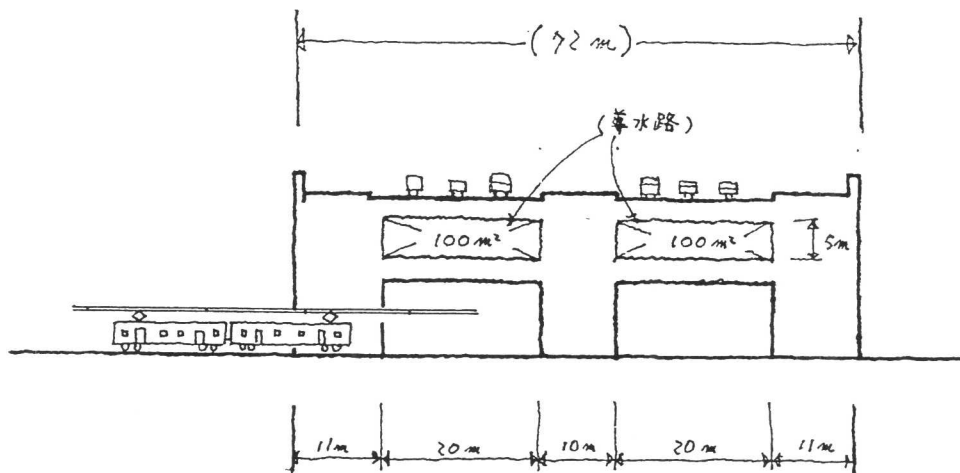
- 1、天ヶ瀬 1500m³/s 放流の一翼を担う
- 2、出来れば 1500m³/s 以上の放流能力を持たせる
- 3、将来の 天ヶ瀬ダム解体→再建設 に備える

2) 300~500m³/s を木津川へ分水

- 1、取出口 (天ヶ瀬ダム貯水池左岸・宵待橋下流) [制限水位=EL72m]
- 2、導水トンネル
 - 延長=4km
 - 出口 (城陽市鷺坂山周辺・友愛の丘キャンプ場南側) [EL50m]
- 3、高架導水路
 - 延長=4km (国道24号線沿い)
 - ※「第2名神」を利用すれば好都合
- 4、木津川放流口 (城陽市上外島周辺) [EL20m]

3) 「第2名神」の高架を利用

- 1、JR奈良線→線路敷の下を地中埋設管でも可能
- 2、近鉄京都線→標高が低い (木津川と同レベル) →高架の必要

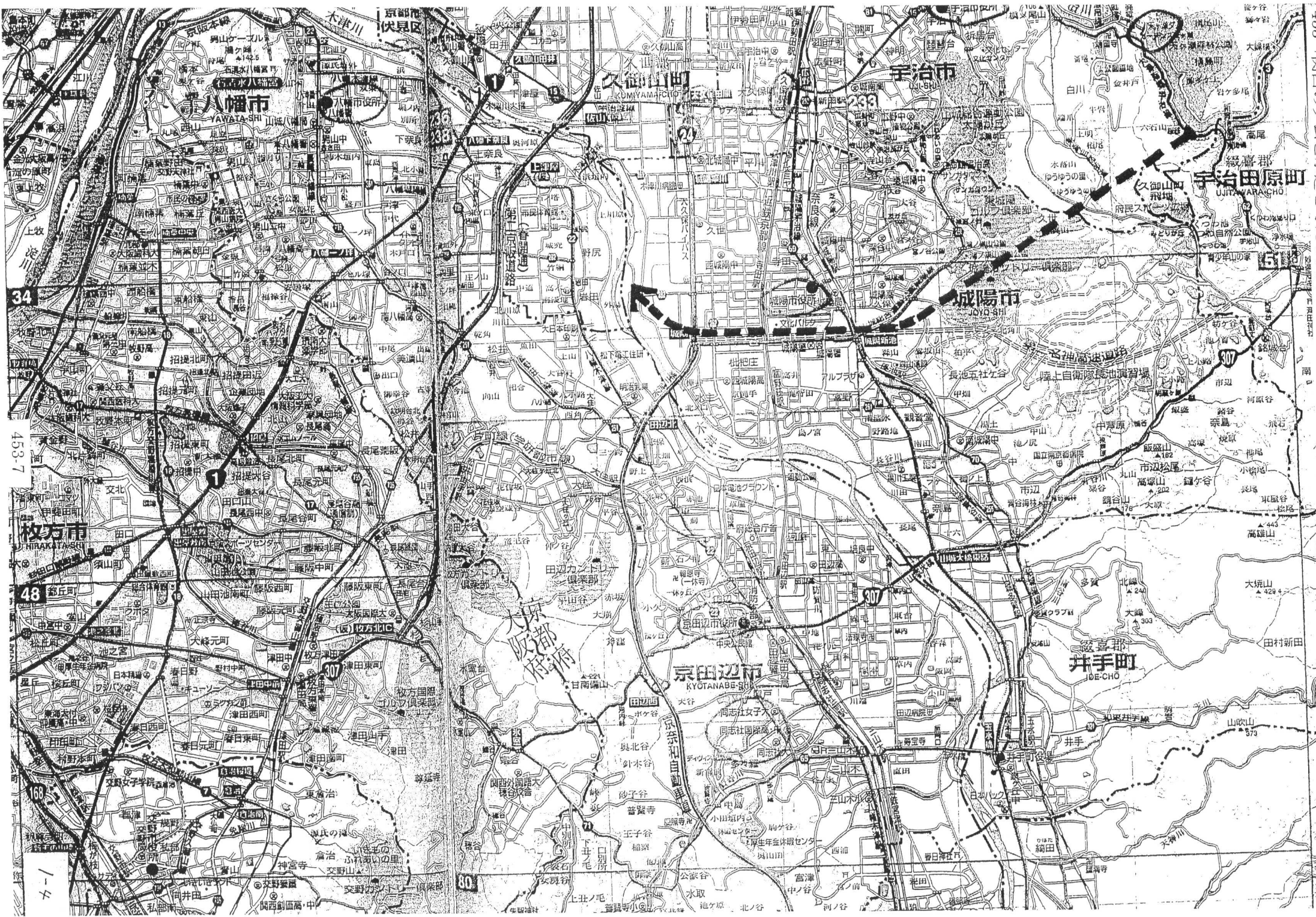


勾配 5/1000
 (流速) (流量)
 $200 \text{ m}^2 \times 2 \text{ m/s} = 400 \text{ m}^3/\text{s}$
 $" \times 3 = 600 "$

※ 第2名神 (平沼田原町~城陽市) は現在、調査・設計中。

4) 事業費 () 百億円?

トンネル (地下利用) + 第2名神利用 → 用地買収費は不要?



34

453.7

48

169

一カ

八幡市
YAWATA-SHI

久御山町
KUMIYAMA-CHO

宇治市
UJI-SHI

京都市
KYOTO-SHI

宇治田原町
UJITAWARASHO

枚方市
HIRAKATA-SHI

京田辺市
KYOTANABE-SHI

井手町
DE-CHO

京都府
KYOTO-FU

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫氏の質問に対する回答

(質問 1)

平成6年濁水の新聞報道によれば、「大川」については下記のように河川維持水(60 m³/s)のカットが行われたとあるのですが、間違いありませんか？

9月 3日～ 9月 9日 60 m³/s → 35 m³/s に
9月10日～ (?) 60 m³/s → 30 m³/s に

(質問 2)

9月3日以前にもカットが行われていたのではないかと推測するのですが、もし行われたのであれば、その期間とその時の維持水流量をお示し下さい。

(回答)

大川の維持流量(日平均60 m³/s(70 m³/s 相当の機能))について、平成6年濁水において一時的に放流量を制限した実績は以下のとおりです。

8月22日～ 9月 3日	60 m ³ /s → <u>45 m³/s</u> (一次取水制限)
9月 3日～ 9月10日	45 m ³ /s → <u>35 m³/s</u> (二次取水制限)
9月10日～ 9月27日	35 m ³ /s → <u>30 m³/s</u> (三次取水制限)
9月16日～ 9月19日	(降雨による増水のため取水制限解除)
9月19日～ 9月27日	→ <u>30 m³/s</u> (三次取水制限)
9月27日～ 9月29日	30 m ³ /s → <u>35 m³/s</u> (二次取水制限)
9月29日～	35 m ³ /s → <u>60 m³/s</u> (取水制限解除)

(質問 3)

この年の神崎川の維持水(10 m³/s)のカットについては如何でしたでしょうか？

(回答)

神崎川の維持流量10 m³/sについて、平成6年濁水において一時的に放流を制限した実績は以下のとおりです。

8月22日～ 9月29日	10 m ³ /s → <u>5 m³/s</u>
9月16日～ 9月19日	(降雨による増水のため取水制限解除)
9月19日～ 9月29日	→ <u>5 m³/s</u>
9月29日～	5 m ³ /s → <u>10 m³/s</u>

(質問4)

維持水カットについて何か取り決めや基準があるのでしょうか？

因みに貴整備局は平成14年2月1日の淀川水系流域委員会で配布された資料「淀川水系利水の現状と課題」のP7-15(下段)の図表では、利水節水率と維持流量節水率が並べて表記されていますが、これは取水制限と維持水カットで下記の用に連動する取り決めになっていることを示しているのでしょうか？

取水制限10% → 維持水10%カット

取水制限20% → 維持水20%カット

取水制限30% → 維持水30%カット

(回答)

流域委員会資料は、過去の渇水対応の整理として取水制限と維持流量カットをおこなう場合の例を示しています。

河川における維持流量は、舟運、動植物の保護、漁業、景観・観光、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、流水の清潔の保持が目的とされ、適正な河川管理のために定められています。

過去の渇水においては、その時点時点での各利水者の状況をもとに利水者間の合意により上水、工水、農水等の給取水量カットを調整してきており、実績の積み重ねはあるものの、事前の取り決めや基準があるものではありません。

河川維持流量は渇水時においても本来カットすべきものではないが、過去の事例においては取水制限における利水取水量のカットによる影響の大きさを考え、琵琶湖水位の低下状況や各ダムの残水量、時季などを総合的に判断して、やむなく河川維持流量の放流についても一時的に制限を行っていたもので、定められたルールによるものではありません。

(以 上)

〔資料3〕

※淀川維持流量カットは取水制限（一次、二次、三次）に連動する形で実施された

(→ [資料2] 参照)

出典：淀川水系平成6年渇水記録（水資源開発公団関西支社）

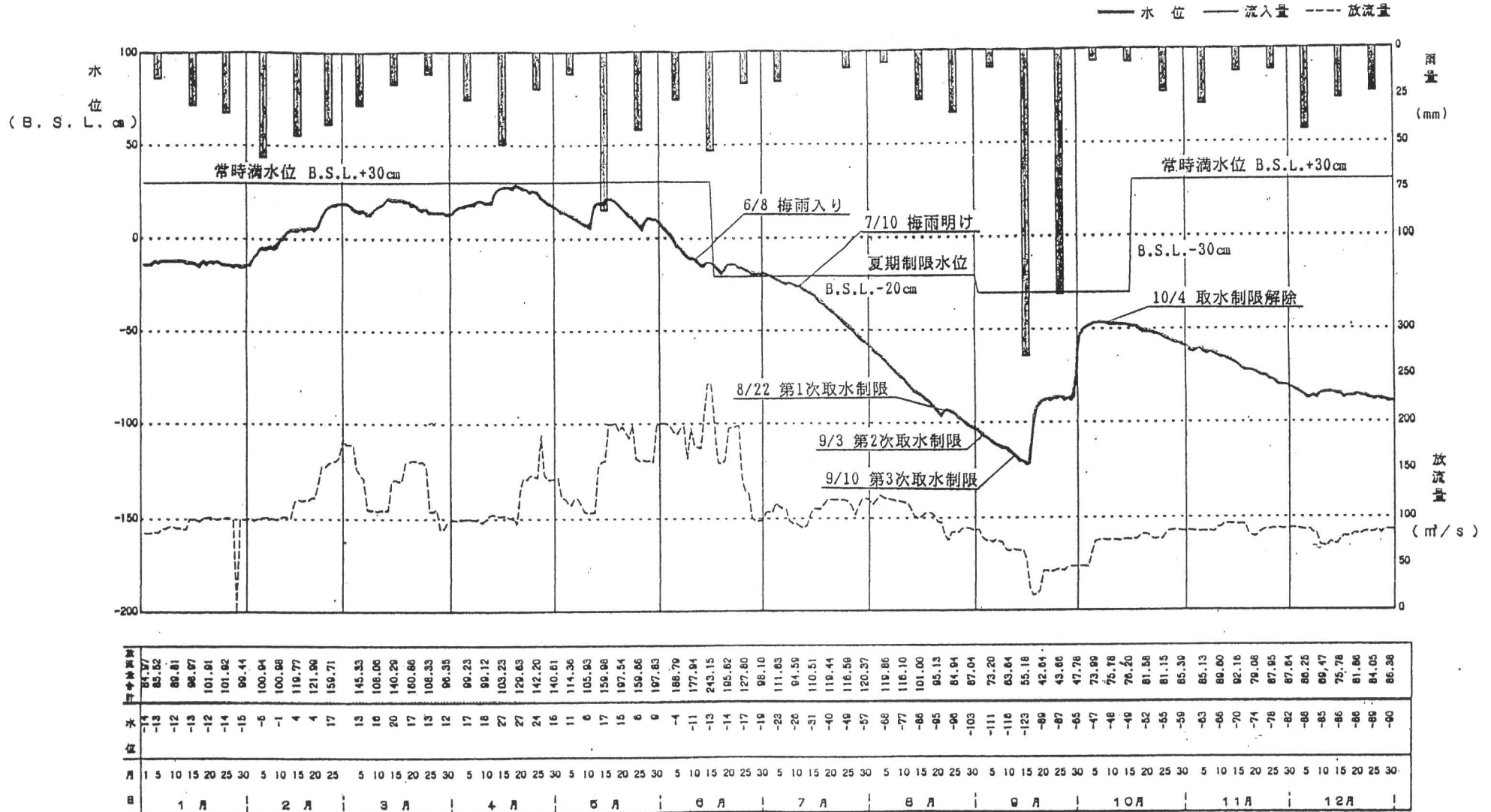
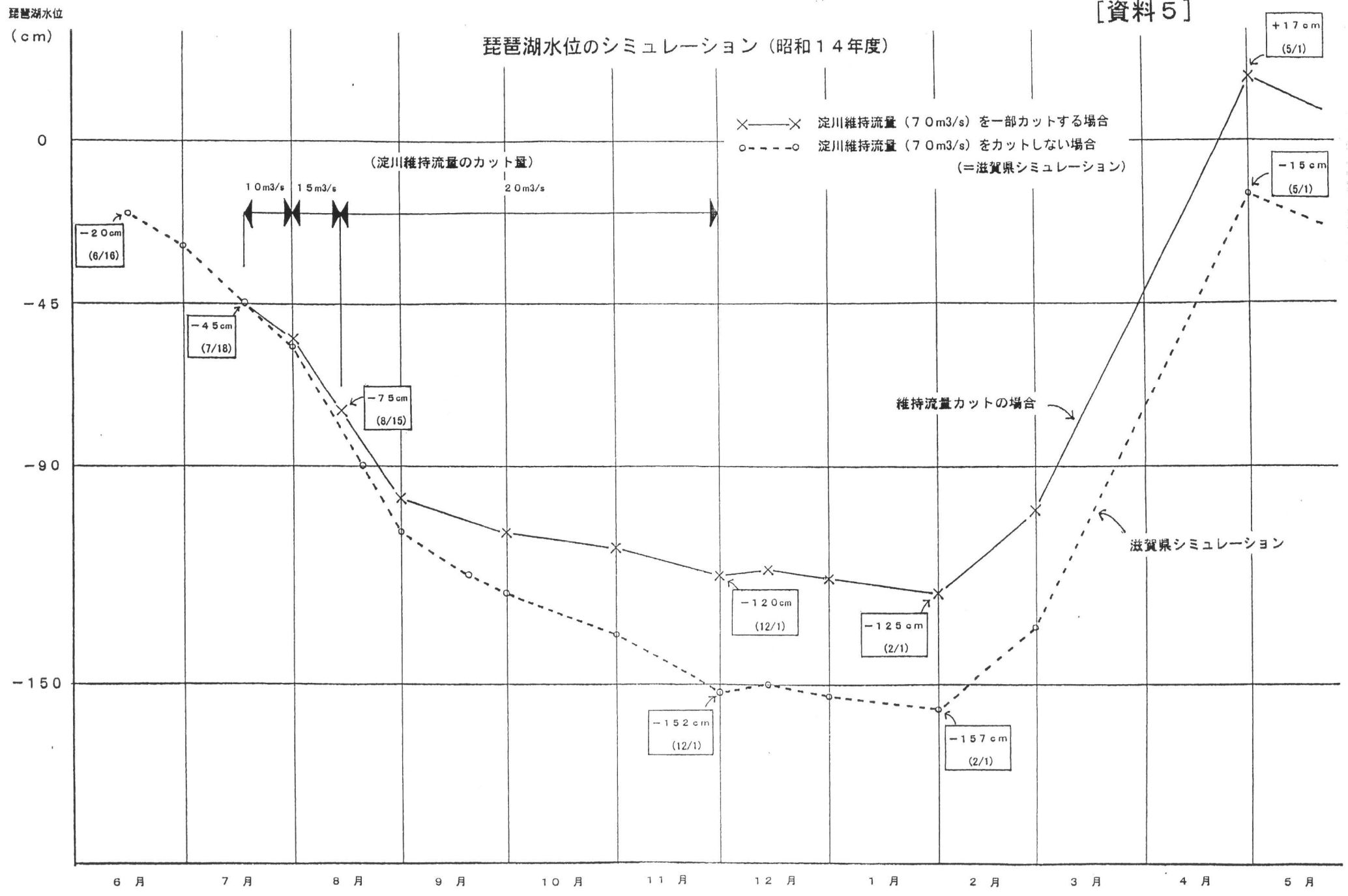


図-3.2.1 琵琶湖水象経日変化(平成6年)



453-12